

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案
に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 9 月
環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 概要

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案について、以下のとおり意見の募集を行いました。

- (1) 意見募集期間 令和 2 年 6 月 17 日（水）～令和 2 年 7 月 17 日（金）
- (2) 告知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、電子メール、FAX
又は郵送のいずれか

2. 意見提出状況

- (1) 意見提出数 1 通
(内訳)
 - 個人 1 通
- (2) 意見数 1 件

3. 寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	2. (2)	「各排水口における排出水の汚染状態の値及び汚水等の量が増大しない場合」について、該当する具体例を例示してほしい。 「人の活動に使用されていない水」とは、雨水を含むものか。	御指摘については、2 ページ目 2. (2) 関係に示す事例において、各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該排出水の 1 日当たりの通常量及び最大の量が増大しない場合を想定しています。 「人の活動に使用されていない水」とは、特定事業場に降り注いだ雨水が直接排水溝を通して公共用水域に排出される場合等を想定しています。